

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市南の森西4丁目4番地11
氏 名 有限会社 双幸運輸
代表取締役 平尾 徳實

令和5年3月22日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・	収集運搬
	最終処分の別	
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴って生じる一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないボサ・抜根等）
営業所の所在地及び名称	帯広市南の森西4丁目4番地11 有限会社 双幸運輸	
許可期間	令和5年4月7日から 令和7年4月6日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	中札内村全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河西郡中札内村中札内西1線231番地1 中札内運輸 中間処理場
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和5年3月24日

中札内村長 森田 匡彦

